城下町飫肥　景観計画

山々と清流に囲まれ、歴史・文化の香りが漂い、石垣が残る城下町　飫肥

平成２６年５月１日より、「城下町飫肥　景観計画」区域内において建築物の建築等を行う際には、景観計画に基づく届出が必要となります。











飫肥地区は、近世から近代にかけて日南地域の中心地として発展し、時代毎に形成された建造物や工作物、さらに人々の信仰や伝統産業などに関わる文化遺産から、九州初の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、多くの観光客で賑わう地区であります。

飫肥城とその周辺の城下町では、町割りや建造物、水路、社寺、庭園などの文化遺産が多く現存し、伝統的建造物群保存地区を中心として、武家屋敷、多種多様な石垣、生垣や巨木など、歴史的・文化的景観資産の宝庫となっています。

飫肥地区では、数々の歴史的・文化的景観資産とそれを取り囲む周辺の山々や酒谷川などの自然景観を一体のものとして、市民共有の財産として守ることで、景観的価値を高め、多くの人々を魅了し、ひきつける景観まちづくりを推進します。

城下町飫肥 景観計画　区域図

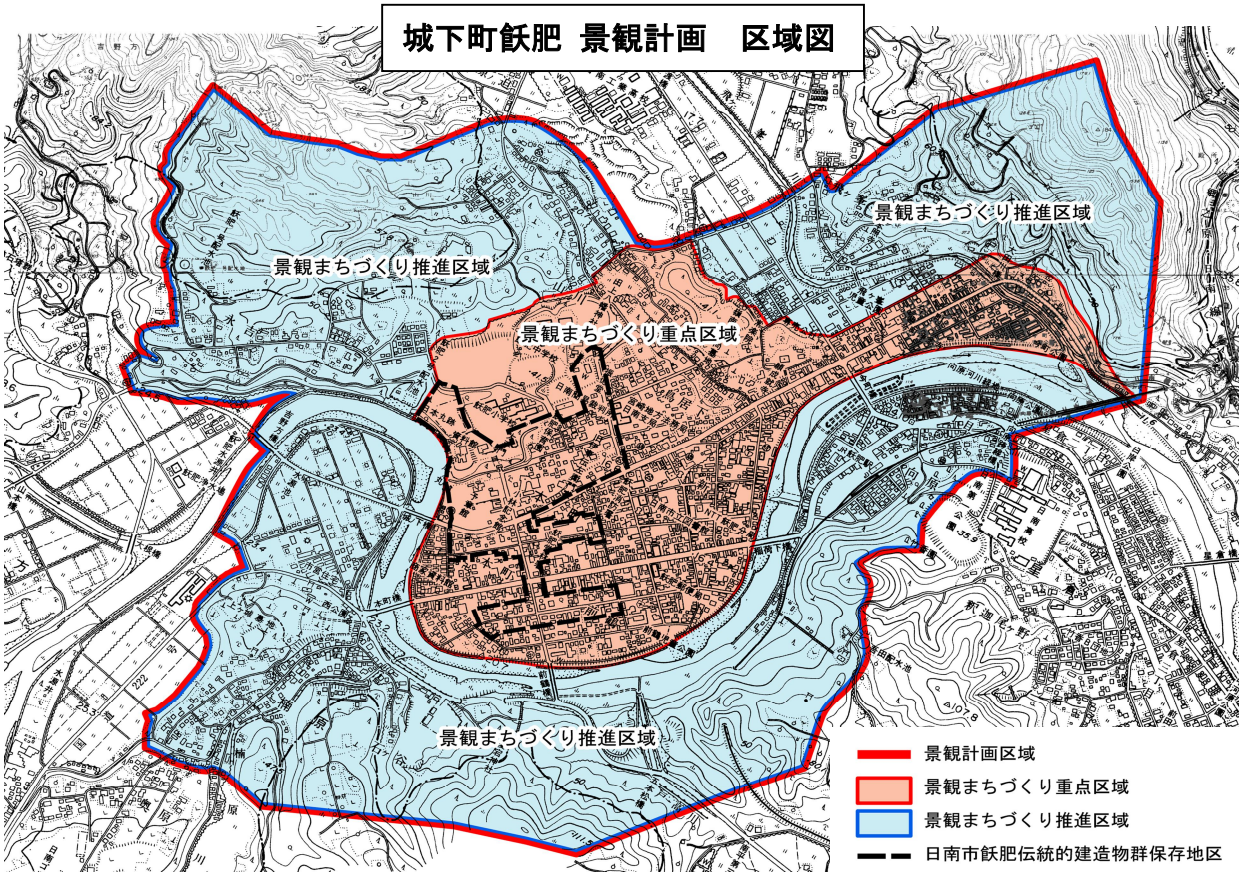

届出対象行為		行為の規模	
		景観まちづくり重点区域	景観まちづくり推進区域
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	すべて	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観の変更に係る部分の見付面積が10㎡以上のもの	
	太陽光発電設備（温水器含む）の設置	すべて	－
	除却	すべて	－
工作物	新設、増築、改築若しくは移転	すべて	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		
	垣、門、塀の除却	すべて	－
開発行為		すべて	3,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物品の集積・堆積・貯蔵		10㎡を超える行為若しくは高さ1.5mを超えるもので、堆積期間90日以上のもの	
土地の形質の変更（土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更）※開発行為は除く		すべて	3,000㎡を超えるもの
木竹の植栽又は伐採（保安林での行為を除く）		土地の用途変更となるものすべて	

＊大規模的な行為については、「事前協議」が必要となることがあります。

詳細は日南市HP

【お問い合わせ】　宮崎県 日南市 未来創生課 未来創生係
〒887-8585 宮崎県日南市中央通一丁目１番地１
電話 0987-31-1128　FAX 0987-31-1191
e-mail mirai@city.nichinan.lg.jp